

国民健康保険と後期高齢者医療では、1カ月にかかる医療費の支払いを一定額までに抑えたり、食事を減額したりする制度があります。この制度を受けるには、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の申請をする必要があります。

入院の予定がある人や医療費が高額になる可能性のある人は、事前に申請をしてください。

対象 ▽国民健康保険加入者(70歳未満の場合は現役並み所得者Ⅱ、Ⅰの人または市民税非課税世帯の人) ▽後期高齢者医療加入者Ⅱ現役並み所得者Ⅱ、Ⅰの人または市民税非課税世帯の人

申請方法 次のいずれかの方法で手続き▽認定証が必要な人の保険証、来庁する人の本人確認書類(マイナンバーカードなど)を持って、保険年金課で申請▽8月1日(火)から公開されるぐんま電子申請受付システムで申請

表1 70歳未満の人の自己負担限度額(月額)

区分		3回目まで	4回目以降
上位所得者	ア 基礎控除後の所得が901万円を超える世帯	25万2,600円+(医療費-84万2,000円)×1%	14万100円
	イ 基礎控除後の所得が600万円を超え901万円以下の世帯	16万7,400円+(医療費-55万8,000円)×1%	9万3,000円
一般	ウ 基礎控除後の所得が210万円を超え600万円以下の世帯	8万100円+(医療費-26万7,000円)×1%	4万4,400円
	エ 基礎控除後の所得が210万円以下の世帯	5万7,600円	
非課税	オ 市民税非課税世帯	3万5,400円	2万4,600円

表2 70歳以上の人の自己負担限度額(月額)

区分	外来(個人ごと)	入院+外来(世帯ごと)
3割	現役並みⅢ(課税所得690万円以上)	25万2,600円+(医療費-84万2,000円)×1% (4回目以降の場合 14万100円)
	現役並みⅡ(課税所得380万円以上690万円未満)	16万7,400円+(医療費-55万8,000円)×1% (4回目以降の場合 9万3,000円)
	現役並みⅠ(課税所得145万円以上380万円未満)	8万100円+(医療費-26万7,000円)×1% (4回目以降の場合 4万4,400円)
2割	一般	1万8,000円(年間上限 14万4,000円)
	低所得者Ⅱ	8,000円
	低所得者Ⅰ	5万7,600円(4回目以降の場合 4万4,400円) 2万4,600円 1万5,000円

表3 後期高齢自己負担限度額(月額)

区分	外来(個人ごと)	入院+外来(世帯ごと)
3割	現役並みⅢ(課税所得690万円以上)	25万2,600円+(医療費-84万2,000円)×1% (4回目以降の場合 14万100円)
	現役並みⅡ(課税所得380万円以上690万円未満)	16万7,400円+(医療費-55万8,000円)×1% (4回目以降の場合 9万3,000円)
	現役並みⅠ(課税所得145万円以上380万円未満)	8万100円+(医療費-26万7,000円)×1% (4回目以降の場合 4万4,400円)
2割	一般Ⅱ	1万8,000円または(6,000円+(医療費-3万円)×10%)の低い方を適用(年間上限14万4,000円)
	一般Ⅰ	1万8,000円(年間上限 14万4,000円)
1割	低所得者Ⅱ	2万4,600円
	低所得者Ⅰ	1万5,000円

※過去12カ月の間に外来+入院(世帯)の高額療養費の支給を4回以上受けている場合は、4回目から多数回該当となり、限度額が下がります

認定証の更新

現在使っている各種認定証の有効期限は7月31日までです。

再度の申請が必要です。8月1日(火)以降に保険年金課窓口または電子申請を利用してください。

国民健康保険加入者

有効期限を過ぎた後も引き続き認定証を利用する場合は、

後期高齢者医療加入者

前年度に限度額適用認定証または限度額適用・標準負担

国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証の更新

現在使っている被保険者証の有効期限は7月31日までです。8月から使用できる新しいものを7月に郵送します。

国民健康保険加入者

被保険者証(緑色)が届いたら、氏名、住所などの記載内容を確認し、8月1日から使用してください。

70歳未満の人については令和4年8月から被保険者証と高齢受給者証が一体化しており、1枚で受診できるようになっています。有効期限の切れた被保険者証は各自処分してください。

自己負担割合(70歳未満の人)

令和5年度の住民税課税所得(住民税額を計算する基準となる所得額)が▽14.5万円以上の人Ⅱ3割▽14.5万円未満の人Ⅱ2割

後期高齢者医療加入者

75歳以上の人と障害認定を受けた65歳以上の人に、後期

看護師育成奨学金制度



高齢者医療被保険者証(紫色)を発行します。被保険者証は、黄緑色の封筒に入れて郵送します。

被保険者Ⅱ2割▽3割負担または2割負担以外の被保険者または世帯全員が住民税非課税の被保険者Ⅱ1割

市中では看護師人材の育成と確保のため、給付型の奨学金制度を設けています。令和6年4月に市内の大学へ入学予定の人が対象となり、申請期間は6年2月〜3月を予定しています。

対象 保護者と共に市内に3年以上居住している人、市内

にある大学に新規で入学し、学長が推薦した人、経済的理由により修学が困難である人(所要要件有り)

定員 若干人
※藤岡市奨学金運営委員会において審査があります
給付額 月額3万円
給付期間 4年間(大学での修業期間)
その他 6年1月以降に申請書などをホームページに掲載予定
問い合わせ 教育総務課(☎508211)

介護保険負担限度額認定証の申請・更新

介護保険施設や短期入所を利用している場合には、これらの施設でかかる居住費や食費を収入に応じて軽減する制度があります。この制度を利用するには申請をして「介護保険負担限度額認定証」の交付を受ける必要があります。

対象 下表の収入状況の要件・預貯金などの資産要件に当てはまる人

申請・問い合わせ 介護保険課(☎402292)

利用者負担段階	収入状況の要件	預貯金などの資産要件
第1段階	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人	単身…1,000万円以下 夫婦…2,000万円以下
第2段階	・合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の人	単身… 650万円以下 夫婦…1,650万円以下
第3段階①	・合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円を超え、120万円以下の人	単身… 550万円以下 夫婦…1,550万円以下
第3段階②	・合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間120万円を超える人	単身… 500万円以下 夫婦…1,500万円以下